

環境省関係税制改正要望について

平成21年11月19日 環境副大臣 田島一成

○環境省としては、地球温暖化対策税の創設を要望しているほか、「見直しに関する基本方針」に基づく要望の再検討・絞り込みを行った結果、環境省取りまとめの各要望については、以下のものについて引き続きその実現を要望いたします。

1. 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税) p1
※対象施設について追加的見直し
2. 産業廃棄物処理用設備に係る特別償却制度の延長(所得税・法人税) p5
3. 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置の延長(事業所税) p6
4. 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長(所得税、法人税、住民税、事業税) p7
5. 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置の創設(相続税) p8
6. エコ・コミュニティファンドへの投資優遇制度の創設(所得税) p9

※なお、環境省関係税制改正要望のうち、自動車関係や、リサイクル、住宅関係等の他省庁が取りまとめとなっているものについては、上記に含めていません。

1. 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)① 見直しについて

◆見直しの視点

○実施期間が長期にわたる措置等が含まれていることを踏まえ、以下の①又は②に合致するものだけに絞り込んだ上で、更に6つのテストによる精査を行い、これらを満たすものについてのみ、引き続き要望

①創設から日が浅い、新たな事情変更がある等の理由から、税制措置がこれから効果を発揮するもの

②新規適用件数が多く税制措置としての促進効果を発揮しているとともに、廃止による事業者の事業計画や施策推進への影響が大きいもの

◆延長要望する施設(5施設)

○ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場

・H20年の新規設置件数が3,954件と多く、税制措置としての効果を発揮しているとともに、税制措置廃止による事業者や市町村における一般廃棄物処理への影響が大きい(②)

○PCB廃棄物処理施設

・微量PCB汚染電気機器等の処理施設については、今年11月に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加したことにより、これから処理体制の整備を図っていくところ。PCB廃棄物処理特別措置法に基づく平成28年7月の処理期限までの処理を達成するため、税制措置による支援が必要(①)

○廃石綿等溶融施設

・廃棄物処理法改正による無害化処理認定制度の導入に伴い、H18年に税制措置導入。廃石綿等溶融施設については、技術実証試験や施設設置のための生活環境影響調査を経て、今年ようやく2件の認定申請があったところであり、これから税制の効果が発揮される(①)

○汚水処理施設(水質汚濁防止法)

・H20年の新規適用784件と税制措置としての効果を発揮。廃止による事業者の設置計画への悪影響あり。閉鎖性水域における水質環境基準の達成率は依然低く(湖沼の場合50%)、税制措置による対策促進が必要(②)

○土壌浄化施設

・平成21年の土壌汚染対策法改正により、一定規模以上の形質の変更が行われる土地について、土壌汚染のおそれがある場合に都道府県知事による調査命令の対象とする等の制度改正が行われたことにより、今後、土壌汚染の判明件数、対策実施件数の増加が見込まれる。対策実施者は必ずしも汚染原因者でない場合もあり、税制による支援が必要(①)

◆環境省として延長要望から除いた施設(12施設)

○今回延長要望から除いたもの(8施設):ばい煙処理施設、指定物質排出抑制施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類対策施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、汚水処理施設(畜産)、地下水浄化施設、優良更新施設

○10月30日に廃止要望(4施設):産業廃棄物処理施設、産業廃棄物溶融施設、廃油・廃プラ処理施設、産業廃棄物焼却施設

1. 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)②(廃棄物処理関係)

<p>要望の概要</p>	<p>○公害防止用施設のうち、PCB廃棄物処理施設、廃石綿等溶融施設、ごみ処理施設・一般廃棄物最終処分場（一廃施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の2年延長</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ</p>	<p>○PCB：PCB廃棄物処理特別措置法に基づき平成28年7月までにすべてのPCB廃棄物の処理が義務付けられている。 ○石綿：石綿廃棄物は多くが埋立処分されており、溶融処理等を行って無害化する施設が必要。 ○一廃施設：廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月閣議決定）において、リサイクル率及び最終処分場の残余容量の目標が掲げられており、これら目標を達成するには、上記特例による廃棄物処理施設の整備の促進が不可欠。</p>
<p>2. 当初の政策目的が既に達成されてないか</p>	<p>○PCB：高濃度のPCB廃棄物の処理は進んでいるが、本年11月から廃棄物処理法に基づく環境大臣による無害化処理認定制度の対象に加わった微量PCB汚染廃電気機器等については、処理施設が未だ設置されていない。 ○石綿：今後、石綿を含む建築物の解体の増加により排出が更に増加する見込み。施設は不足。 ○一廃施設：生活を営む上で廃棄物は必ず生じるもの。一般廃棄物処理に係る市町村の統括的責任を果たすため、一般廃棄物のリサイクルの促進及び最終処分場の確保が引き続き必要。</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか</p>	<p>○PCB・石綿：施設の性格上多くの施設は設置されないが、一件一件が重要。また、今後環境大臣の無害化処理認定制度により、設置が増加する見込み。 ○一廃施設：適用数3,954件（H20年）。</p>
<p>4. 有効性の客観的な確認</p>	<p>○PCB：PCBを使用した高圧トランス等の処理が着実に進んできた。今後は微量PCB汚染廃電気機器等について無害化処理認定を受ける施設の増加が見込まれ、こうした施設の設置促進のための支援が必要。 ○石綿：平成18年の無害化認定制度開始以降、技術実証等の準備に時間を要していたが、今年初めて2件の無害化処理認定申請があり、税制措置もこれから効果を発揮。 ○一廃施設：ダイオキシン類対策を含めた規制遵守のため、設備投資に多額の費用が必要。税制措置により、施設整備が促進される。 ※一般廃棄物のリサイクル率 19.0% (H17) →19.6% (H18) →20.3% (H19) と改善 一般廃棄物の最終処分場の残余年数 14.8年 (H17) →15.6% (H18) →15.7% (H19) と改善。</p>

<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○PCB・石綿：無害化処理技術認定等の予算措置はあるが、直接処理施設の設置を促進する予算措置等はなく、重複はない。</p> <p>○一廃施設：本税制措置と同様の目的を有する他の制度は存在せず、他の支援措置等との重複はない。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○PCB・石綿：これらの施設は設置時のコストが高額であり、税制優遇による支援が有効。</p> <p>○一廃施設：事業者による一般廃棄物処理施設の整備は、一般廃棄物処理に係る市町村の統括的責任を補完するものであり、税制上の措置を講ずることは合理的である。</p>

1. 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置の延長③(固定資産税)(汚水・土壌関係)

<p>要望の概要</p>	<p>○公害防止用施設のうち汚水処理用施設・土壌浄化施設に係る課税標準の特例措置の2年延長</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ</p>	<p>○「環境基本法」において、政府は、水質汚濁・土壌汚染等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定め、同基準が確保されるように努めなければならないとされている。</p>
<p>2. 当初の政策目的が既に達成されてないか</p>	<p>○汚水：閉鎖性水域における水質環境基準達成率（COD）は未だ低い（湖沼の場合50%） ○土壌：土壌汚染の判明件数は、H15年366件→H19年732件と、年々増加</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか</p>	<p>○汚水：適用施設数784件、事業者数757件（H20年度） →適用数多く、幅広い。 ○土壌：H20年の適用施設は29件だが、H22年4月の改正土壌汚染対策法の施行による土壌汚染調査の機会の拡大に伴い、今後対策件数が増加。適用業種も多様。</p>
<p>4. 有効性の客観的な確認</p>	<p>○汚水：全水域で見た場合の水質環境基準（BOD・COD）達成率は、H元年74%→H19年86%と向上。一方で、閉鎖性水域については、税制による支援も含めた対策促進が必要。 ○土壌：H19年までの土壌汚染対策法に基づく指定区域のうち、汚染の除去等の措置が必要とされた区域（70件）の多くにおいて、措置済み又は措置が進められている。一方、改正土壌汚染対策法の施行に伴い、今後、新たに要措置区域が生じ、増加することが見込まれ、対策を促進するための支援措置が必要。</p>
<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○施設導入に対する補助金は存在しない。 ○汚水：期限付きでほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の暫定排水基準を適用している21業種について、暫定排水基準の解除を進めていくため、支援を行う必要がある。 ○土壌：土壌汚染対策法に基づく対策実施を促進するとともに、法に基づかない自主的な土壌浄化対策を支援することも、対策を進める上で重要。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○汚水：多くの適用件数を通じ、設備設置促進効果を発揮しており、政策手段としての的確。 ○土壌：汚染原因者でない土地所有者が対策を実施せざるをえない場合もあり、こうした場合を含め支援を行うことは、公平性に資する。</p>

2. 産業廃棄物処理用設備に係る特別償却制度の延長(所得税・法人税)

<p>要望の概要</p>	<p>○PCB廃棄物処理施設及び石綿含有廃棄物無害化処理施設について、特別償却（初年度14/100）の適用期限の1年延長</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ</p>	<p>○PCB：PCB廃棄物処理特別措置法に基づき平成28年7月までに全てのPCB廃棄物の処理が義務付けられている。 ○石綿：石綿廃棄物は多くが埋立処分されており、熔融処理等を行って無害化する施設が必要。</p>
<p>2. 当初の政策目的が既に達成されてないか</p>	<p>○PCB：高濃度のPCB廃棄物の処理は進んでいるが、本年11月から廃棄物処理法に基づく環境大臣の無害化処理認定制度の対象に加わった微量PCB汚染廃電気機器等について、処理施設が未だ設置されていない。 ○石綿：今後、石綿を含む建築物の解体の増加により排出が更に増加する見込み。施設は不足。</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか</p>	<p>○PCB・石綿：施設の性格上多くの施設は設置されないが、一件一件が重要。また、今後環境大臣の無害化処理認定により、設置が増加する見込み。</p>
<p>4. 有効性の客観的な確認</p>	<p>○PCB：PCBを使用した高圧トランス等の処理が着実に進んできた。今後は微量PCB汚染廃電気機器等について無害化処理認定を受ける施設の増加が見込まれ、こうした施設の設置促進のための支援が必要。 ○石綿：平成18年の無害化認定制度開始以降、技術実証等の準備に時間を要していたが、本年初めて2件の無害化処理認定申請があり、税制措置もこれから効果を発揮。</p>
<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○PCB・石綿：無害化処理技術認定等の予算措置はあるが、直接処理施設の設置を促進する予算措置等はなく、重複はない。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○PCB・石綿：これらの施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が必要。</p>

3. 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置の延長(事業所税)

<p>要望の概要</p>	<p>○廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する特例措置の2年延長</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ</p>	<p>○最終処分場が依然ひっ迫している中で、本制度は、製造事業者によるリサイクル等により、安全な処理や最終処分量の抑制を図りうるもの。</p>
<p>2. 当初の政策目的が既に達成されてないか</p>	<p>○平成27年度に12年度比で一般廃棄物（生活系・事業系）の排出量を20%減（生活系10%減、事業系16%減）、産業廃棄物の最終処分量を60%減（51%減）（括弧内は実績。循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）より。）</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか</p>	<p>○広域認定を取得する事業者は増加の一途。 ○広域認定制度は製造事業者が自らの製品をリサイクル等する場合に取得しており、様々な業種の事業者が対象となっている。</p>
<p>4. 有効性の客観的な確認</p>	<p>○広域認定を受けた事業者が処理する廃棄物は毎年約10%ずつ増加しており、製造事業者による自主回収及びリサイクルに効果を発揮している。</p>
<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○広域認定を受けた事業者に対する支援措置はなく、同様の政策目的に係る他の支援措置は存在しない。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○自治体許可による処理業者は別途恒久措置にて優遇措置が適用されている。地域の公害防止・公衆衛生に資するインフラ施設としての役割は広域認定を受けた事業者も同じであり、同様に優遇措置を行うのが公平。</p>

4. 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・住民税・事業税)

<p>要望の概要</p>	<p>○廃棄物処理法上全ての最終処分場に積立が義務付けられている埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）について、埋立中の積立金を損金又は必要経費に算入し、埋立終了後の取崩金を益金に算入する特例措置の2年延長</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ</p>	<p>○直近のデータ（平成18年度末）における最終処分場の残余年数は一廃で15.6年、産廃で7.5年（首都圏では約4年）と依然としてひっ迫した状態が継続。 ○本税制措置により維持管理を適正に行わせることにより、最終処分場の埋立終了後の維持管理の適正性を担保するとともに、未だ根強い最終処分場に対する不信感を払拭することが必要。</p>
<p>2. 当初の政策目的が既に達成されてないか</p>	<p>○これまで維持管理積立金の積立では着実に図られてきているが、新規設置や継続中の処分場等、積立では引き続き必要。</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか</p>	<p>○最終処分場を設置している全ての事業者（全国で800社近く）が適用を受けている。</p>
<p>4. 有効性の客観的な確認</p>	<p>○最終処分場に対する国民の不信感が完全には払拭されているとは言えない状況下、適正な維持管理が促進されることによって、年間50～100件程度と一定数の新規設置がなされている。</p>
<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○同様の政策目的に係る他の支援措置等は存在しない。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○積立と取り崩しの時期が離れている積立金の積立確保という政策目的を達成する上で、的確な措置。 ○積立の際一旦損金として免除された分も、維持管理のための取崩しの際には益金として課税されることとなり、特例としても必要最低限となっている。</p>

5. 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置の創設 (相続税)

<p>要望の概要</p>	<p>○自然公園法における国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地について、物納を促進し、当該土地を環境省の所管地として適切に管理するため、当該土地を物納劣後財産・管理処分不適格財産として取り扱わない特例措置を創設する。</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ 2. 当初の政策目的が既に達成されていないか</p>	<p>○生物多様性基本法においては、国が、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域の保全措置を講ずることが規定されている。</p> <p>○また、来年名古屋市で開催される生物多様性条約締約国会議（COP10）に向け、ホスト国である我が国は、生物多様性保全に向けた取組を積極的に推進することが必要。</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか 4. 有効性の客観的な確認</p>	<p>○優れた自然環境の適正な保全のためには、国立公園特別保護地区等の指定地域の拡充及び規制強化が必要だが、こうした地域では土地の使用が大幅に制限されるため、その拡充及び規制強化が困難。このための措置として民有地買上事業があるが、予算は限定的で効果は十分でない。そこで、買上事業に加え、物納要件を緩和することにより、土地所有者の相続税納付の便宜が図られ、指定地域の拡充及び規制強化が推進される。</p>
<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○買上事業の予算は平成21年度において約2億4千万円であるが、特別保護地区等においては多くの民有地が存在しており（約4万8千ha）、十分な措置とは言いがたい。</p> <p>○相続により土地の所有権が細分化されることが通例であり、その後の買上げがより困難となるため、相続を契機として国に所有権を移す措置は有効である。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○物納劣後財産、管理処分不適格財産として取り扱わない措置は、最小限の特例である。</p>

6. エコ・コミュニティファンドへの投資優遇制度の創設(所得税)

<p>要望の概要</p>	<p>○市民からの出資を受けて風力発電事業、太陽光発電事業を行うエコ・コミュニティファンド（以下「エコCF」）に投資した際に、投資額をその年の総所得金額から控除する。</p>
<p>1. 政策体系の中での優先度・緊要性の明確な位置づけ</p> <p>2. 当初の政策目的が既に達成されてないか</p>	<p>○エコCF促進を規定する法律はないが、エコCFの対象事業である太陽光発電・風力発電は高い導入目標が設定されており、その実現に向けた政策の優先度・緊要性は高い。</p>
<p>3. 適用数が想定外に僅少、特定者に偏っていないか</p>	<p>○現在確認できるエコCFにおいて、投資者は小口分散しており特定の偏りは見られない。適用数は現在確認できるエコCFへの投資家数約3,600人の倍増を見込んでいる。</p>
<p>4. 有効性（費用対効果）の客観的な確認</p>	<p>○0.56億円の減収額に対し、年間1.4億円のエコCFへの投資増を目標としており、十分な効果が得られる見込み。</p>
<p>5. 他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担</p>	<p>○補助金や電力買取制度は、太陽光発電・風力発電を行う事業者にとってのメリットにはなるが、それらの事業に投資する投資家へのメリットにはならない。この税制措置により、多数の個人からの投資を募ることができ、事業の大幅な拡大につながる。</p>
<p>6. 目的達成のための政策手段としての的確性、必要最小限の特例か</p>	<p>○初期投資のために多額の資金を必要とする事業であるため、投資家に対する優遇税制により幅広く資金を集めることが有効である。</p>